

秋田県立能代松陽高等学校部活動運営方針

秋田県立能代松陽高等学校

1 運営方針

(1) 活動時間

- ①平日の活動時間は、長くとも2時間30分程度とする。
 - ②学校の休業日の活動時間は、長くとも3時間30分程度とする。
 - ③冬季の降雪期間については、生徒の帰宅手段の確保のため、平日における活動時間の短縮に努める。
- *活動時間とは実際の練習時間を指す。従って準備運動や整理運動、片付け、整備、移動等の時間は含めないものとする。また、シーズン中とシーズンオフの間で活動時間の調整をする場合がある。

(2) 休養日（休止日）

- ①学期中、平日は週当たり1日以上休養日を設ける。
 - ②学期中、土曜日及び日曜日は月2回以上の休養日を設ける。
 - ③定期考査1週間前から考査終了前日まで、原則として休止日とする。大会直前等、止むを得ない理由で練習する場合は、考査期間中の活動許可願を提出し、校長の許可を得る。その際、練習時間は2時間以内とし、生徒の学習時間を十分に確保する。
 - ④学校閉庁日の期間、部活動は休止日とする。
- *シーズン中とシーズンオフの間で休養日の調整をしたり、他の日に振り替えたりする措置をとる場合がある。

2 留意事項

- (1) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- (2) 大会参加期間及び週末における練習試合等は、運営方針の限りではないが、生徒や保護者の過度な負担とならないよう十分配慮する。
- (3) 運動部、文化部ともに月別の予定表を作成して提出し、管理職の確認を受ける。原則、前の月の最終日までの提出とする。